保管審査申請書　受付番号（※担当大学サテライト拠点 記入）： OKAZAKI0001

申請者氏名： 岡崎　太郎

※IBBPセンターでは、BSL2以上の微生物等は保管できません
※同定済みとは JCM/ATCC 等の保存機関に登録（寄託）済みであることとします
※植物病原菌類ついては法律や省令で取扱い（移動）が制限されていない事

No.	サンプル名	属名（学名）	分類	BSL分類	同定/未同定	BSL分類の根拠（16S rRNA による系統解析の有無など）	申請者コメント	判断基準	確認者コメント
1	JCM8978-1	Halobacterium salinarum	細菌	BSL1	同定済み	JCM登録株由来であり、BSL1であるため。		同定・登録済みの微生物の場合	
2	EMS2011	Escherichia coli	細菌	BSL1	同定済み	大腸菌K株由来であるため。		Escherichia coli の特殊例（限定） K-12株由来の大腸菌のみの場合は、微生物リストの添付は必要ない	
3	Env-101	Escherichia coli	細菌		未同定	環境から単離した菌体であり、16SではEscherichia属であると判断した。		保管できない例	Escherichia coli はBSL2 であり、哺乳動物における病原性を否定できない為、保管できない
4	NU-201	Vibrio alginolyticus	細菌	BSL1	同定済み	ATCCの登録株であり、BSL1である。		Vibrio属でも、BSL1であれば保管可能で良いとする	
5	Env-102	Methanosarcina 属	細菌	BSL1	未同定	環境から単離された株ではあるが、16S配列からメタノサルシナ属であると判断できた。この属はすべてBSL1である。	研究室でこの菌株の培養等を行っているが、特に問題はない。	環境単離菌であるがシークエンスにより属名が同定でき、その属に病原性がなかった場合	
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									